

第 3 3 1 回



静岡県内水面漁場管理委員会

議 事 録



令和 4 年 12 月 9 日

第331回 静岡県内水面漁場管理委員会次第

- 1 開催日時 令和4年12月9日（金） 午後2時から
- 2 開催場所 静岡県庁 別館9階 第3会議室
（静岡市葵区迫手町9番6号）
- 3 議事内容
 - (1) 目標増殖量について
 - ア 令和4年増殖実績について（報告） 資料1-1
 - イ 今後の目標増殖量について（協議） 資料1-2
 - ウ 令和5年目標増殖量について（決定） 資料1-3
 - (2) 漁業権の切替えについて（報告） 資料2
 - (3) 鯨ヶ池非出資漁業協同組合（内共第15号）の解散について（報告） 資料3
 - (4) その他
 - ア その他の事項について
 - イ 次回開催日程について
- 4 出席者氏名

委 員	牧野 悠輔	後藤 充宏	大石真衣子	古畑 恵子
	平野 國行	森田 禮治	和泉 誠	服部乃利子
	秋山 信彦			
水産・海洋局	板橋 威			
水産資源課	伊藤 円	鈴木 進二	安倍 基温	奥野 将伍
- 5 欠席者氏名 関 いずみ

- 伊藤課長 皆様、本日はお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第331回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。なお、本日は関委員以外の9名が出席となっております。過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。開会にあたりまして、平野会長よりお願いいたします。
- 平野会長 会長の平野です。本日の委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、Webによる参加も交えた開催といたします。皆様には御不便をおかけしますが、御協力よろしくお願い申し上げます。
- 伊藤課長 ありがとうございます。続きまして、本会の議事録署名人につきまして、委員会規程第5条に基づき、平野会長より御指名願います。
- 平野会長 それでは、本会の議事録署名人につきましては、和泉委員と後藤委員にお願いいたします。
- 伊藤課長 続きまして、Webによる参加を交えた開催に当たっての注意事項を事務局より御説明いたします。
- 奥野主事 Webによる参加を交えた開催といたしまして、注意点を申し上げます。Web会議開催中は、常時カメラをオンにし、マイクをミュートにした状態で参加してください。質疑応答をしていただく際には、平野会長から御指名いただきますので、マイクのミュートを解除し、名前を名乗った上で、ゆっくりと発言してください。質疑応答が終わりましたら、マイクをミュートの状態にしてください。Web会議に関する注意は以上となります。
- 伊藤課長 なお、以後の議事進行を行う議長につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、平野会長にお願いします。
- 平野会長 それでは、これ以後の議事については私が進行いたします。早速、議事に入ります。議事の(1)は「目標増殖量について」でございます。まずは、ア「令和4年増殖実績について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 御説明いたします。議事の(1)につきましては、3段階に分かれておりました。最初に、県内漁協の増殖実績を報告、次に、今後の増殖手法について検討をした上で、最後に、来年度の目標増殖量を決定するという流れになります。
- まず、令和4年増殖実績について御説明いたします。資料1-1を御覧ください。本議題の経緯について御説明いたします。漁業法第168条の規定により、第五種共同漁業権を免許された者は漁業権の対象となっている水産動植物について増殖の義務を負っています。増殖の方法及び規模については、水産庁長官通知

により、各都道府県の内水面漁場管理委員会が定めた増殖方法及び規模（目標増殖量）により増殖義務を履行することとされています。漁協が増殖を怠っている場合は漁業法第169条第1項の規定により、増殖命令を発動することができますが、災害や魚病の発生、全国的な種苗の不足等の客観的にやむを得ない事情による場合のほか、遊漁者の減少や地域住民の減少・高齢化等により漁協の経営状況が悪化していると認められる場合は、直ちに法第169条1項の増殖命令を発動するのではなく、まずは増殖を着実に進めるよう、支援や助言、指導を行ってまいります。

次に、令和4年増殖実績について報告いたします。まず、目標増殖量の達成度について、漁業権魚種となっている11魚種のうち、ニジマス、ウグイ、オイカワの3魚種では全ての漁業権者が目標増殖量を達成しております。一方、8魚種で目標を達成できない漁業権者が見られましたが、その理由は、種苗自体の不漁や台風15号の影響等いずれもやむを得ないとなっております。

次に、目標を達成できなかった魚種とその理由等を御説明します。アユは、全23漁業権中1漁業権で目標を達成できませんでした。この理由としては、漁協が種苗を誤発注したためであり、再度注文を試みましたが、種苗が手に入らなかったためとしております。当該漁業権者につきましては、過不足分を来年度、放流する予定としております。ウナギは、全14漁業権中3漁業権で目標を達成できませんでした。理由としては、うなぎ養殖業の許可制度がH27に始まってから単価の高騰により、種苗を十分に調達できなかったためとしております。アマゴは、全26漁業権中2漁業権で目標を達成できませんでした。理由としまして、1つ目は台風15号の影響により放流予定の種苗が全滅、放流を見合わせたため。2つ目は例年年末に放流する予定であったが、今年はカワウが増加、放流時期をずらしたいとの要望を受けており、年明けに目標増殖量分の放流を実施するとのことです。ワカサギは、1漁業権が漁業権対象魚種としておりますが、目標を達成できませんでした。理由としては、種苗の需要がひっ迫し、十分に調達できなかったためです。イワナについても、1漁業権が漁業権対象魚種としておりますが、目標を達成できませんでした。理由としては、地元固有種を生産し放流する予定であったが、生産が難航したためです。モクズガニは、全4漁業権中3漁業権で目標を達成できませんでした。理由としては、供給元である浜名湖において、種苗を十分に確保できなかったためです。コイについては、KHVまん延防止のため、全国的に放流による増殖を自粛しており、本委員会の指示により県内全漁協で放流をストップしているところです。以降のページは、県内の漁協ごとの増殖実績となり詳細が記載されておりますので御確認ください。令和4年増殖実施結果については以上です。

- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

- 委員一同 異議なし

- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（1）のアについては、終了いたし

ます。

○平野会長

続きまして、イ「今後の目標増殖量について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○奥野主事

続きまして、今後の目標増殖量について御説明いたします。資料1-2を御覧下さい。まず、本年の目標増殖量の考え方について、御説明いたします。目標増殖量については、これが各漁協の負担となり経営を圧迫している可能性があるなどの理由から、平成29年から見直し作業を進めた結果、第317回委員会において、前年の目標増殖量を単に踏襲する平成30年以前までの方法を見直しました。さらに、毎年度の委員会において、漁協からの要望を基にした修正を加え、現在以下の考え方で目標増殖量を算出しております。目標増殖量の算出方法について、御説明します。例年御説明している内容にはなるのですが、目標増殖量については年に1回しかございませんので、今一度内容を御説明させていただきます。ウナギ、ウグイ、オイカワ及びコイを除く魚種については、下記のとおり計算方法で目標増殖量を算出しております。採捕者数については、直近5年間の採捕者数の5つの値の内、最高値、最低値を除いた3つの値の平均を求めた上で、平成21年度の採捕者数に対する比率を求めます。この比率を基準となる目標増殖量に掛けることで、目標増殖量を求めております。これは遊漁者数が減った分、目標増殖量を減らしていくという考え方になります。基準となる目標増殖量については、県内全漁協で目標増殖量を達成した平成21年の目標増殖量を原則としており、平成26年の免許更新時に目標増殖量に変更のあった漁協は平成26年の目標増殖量とします。また、令和6年の目標増殖量までは、基準となる目標増殖量又は令和元年目標増殖量のいずれか低い方を上限としており、令和7年以降見直しとなっております。これは、現在、漁協が回復を図っていく最中であり、上記の計算式を適用した場合、目標増殖量が増えてしまうからです。次に、ウナギについては、漁協への負担が単価によって左右されるため、基準年の単価を基準として、前年度の単価との変動比率の逆数を基準となる目標増殖量に掛け合わせることで、目標増殖量を求めております。これにより、ウナギが高いほど目標増殖量が少なくなるわけです。ウナギについても、令和6年の目標増殖量までは、令和元年目標増殖量を上限としており、令和7年以降見直しとなっております。ウグイ、オイカワ及びコイについては、前年の目標増殖量を維持しております。これは、ウグイ、オイカワの増殖手法が産卵場造成によることとしているため、コイは委員会指示により放流を自粛しているためです。ニジマスについては、目標増殖量の単位を「尾数」と「kg」で選択可能としております。これは、キャッチアンドリリースの特定区などを定める漁協が増える中、大型のニジマスを放流する漁協と稚魚などの小型のニジマス放流する漁協とで、負担が異なるためです。ニジマスの重量に関しては、全漁協からの報告を元に重量の平均を求めております。

次に、来年（令和5年）の目標増殖量の考え方について御説明します。平成30年の目標増殖量見直しの後、令和3年度には、県内27漁協中16漁協の当期利益が黒字になるなど、一定の効果が見られました。来年は、令和3年度の目標増殖量の考え方を基本としつつ、漁協からの要望等を踏まえ、以下のとおり検討を行い

ます。近年、不漁によりモクズガニの種苗の入手が困難になっており、目標増殖量の未達成が続いております。これに対し、漁協からは、従来よりもサイズの小さい種苗を放流した場合でも放流義務を達成できるよう、放流できるモクズガニの単位を、重量から尾数に変更して欲しい旨の要望が寄せられております。この点に関し、昨年本委員会で、単位変更に向けた準備作業として、県内の放流用種苗を計測し、1尾当たりの平均重量を求め、換算手法を開発することとされましたが以下の課題があり手法の開発は困難です。課題は、放流後のモクズガニの残存率が考慮されていないことにあります。モクズガニの残存率が不明であり、稚ガニ（甲幅約5mm）を放流する場合、放流効果は同等と言えないため、単純な尾数換算は不適です。この点については、全国的に研究事例が少なく、参考事例がほとんどございません。他方、県内では、僅かに種苗を確保できる業者が存在するため、当面の間は漁協に対して、従来通りの放流努力義務を課し、中長期的には、必ずしも放流に限らない様々な増殖手法を検討することといたします。最後に、来年（令和4年）の目標増殖量についてですが、こちらにつきましては昨年度と変更ございませんので、同様の考え方で進めてまいります。今後の目標増殖量については以上です。

○平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○秋山委員 ウナギの目標増殖量の考え方について、資源保護を考えた場合、漁獲される量に対してどれくらい資源が影響を受けるのかを考えて放流数を考えていくべき。漁獲量は内水面では分かりにくいところもあるが、昨年度の稲生沢川の放流実績を見ると、4年連続して目標600匹に対して150匹しか放流できていない。種苗が高いからではあるが、現実に沿うような目標値を設定することはできないか。採捕者が多くても獲れなければ仕方ない。その辺の関連はどうなっているのか。

○奥野主事 ウナギは種苗単価で算定しております。採捕者数が少ないので、採捕者数の変動から把握するのは困難と考えております。種苗を放流できない理由としては、単価が高く、放流できないとする漁協が多いため、単価の上昇率に反比例する形で算定しております。

○秋山委員 なぜ基準値が漁協ごとに違うのか。

○奥野主事 基準値は、漁協が設立された当初大体これくらい放流していたという量を設定しております。

○秋山委員 最初は漁獲量から決めていたのか。

○奥野主事 当初の基準値を漁獲量から定めたかは不明ですが、漁業実態から基準値を設定し、現在まで続けてまいりました。

- 秋山委員 目標値が600匹で150匹しか放流できていないということは、県の基準に従えていない。現実的に漁獲量を把握できていないなら、その辺を考慮しないと、将来的に漁業権が取り消されるおそれがあるのではないかと。早急というわけにはいかないと思うが、そこら辺も検討して欲しい。
- 奥野主事 ウナギの目標増殖量の考え方については、より良い手法について今後検討してまいります。
- 秋山委員 ニジマスはやや危険な侵略的外来種である。水産庁は産業外来種としているが、外来種の増殖目標を県で設定しないとイケないのか。
- 奥野主事 第五種共同漁業権の漁業権魚種については、漁業法に基づき、増殖の義務がございます。他県ではブラックバスの目標増殖量を設定しておりますが、一方で駆除団体も存在する事例がございます。ニジマスは産業外来種であり、放流しても繁殖しないとされているため、漁協が放流をやめれば自然界からはいなくなります。また、放流する場所も、漁協が管理できる堰堤間等で、管理の下に行っております。
- 秋山委員 きちんと管理されているとは思いますが、どこもかしこも放流したいとなるとどんどん増えていく心配がある。
- 奥野主事 県の方針として、一度ニジマス漁業を辞めた場合は、将来的に漁業魚種として設定しない事としており、漁業権魚種として増えないようにしております。
- 和泉委員 モクズガニの来年度の目標増殖量について、匹数でやるのは難しいということですが、検討事項になっているが、県内では種苗を確保できる業者が存在することである。興津川は達しているが、どのようなルートで仕入れているのか。
- 奥野主事 興津川は牧野委員が詳しいですが、独自のルートで手に入れていると聞いております。
- 和泉委員 浜名湖でわずかに確保している業者ということではないのか。
- 奥野主事 従来、県内の漁協は種苗を浜名漁協から入手しておりました。近年、浜名漁協ではモクズガニが不漁ですが、同じ浜名湖の中でモクズガニを獲っている業者があると聞いております。これら業者を紹介しながら少しでも放流できるようにしていきたいと考えます。興津川はどこから手に入れているのか、牧野委員から御説明いただきたいと思っております。
- 牧野委員 モクズガニは、浜松が芳しくないため、知り合いが獲ったものを買っている。
- 奥野主事 清水地区で獲った種苗ということでしょうか。

- 牧野委員 清水とは限らないが、独自のツテであちこちからかき集めている。
- 和泉委員 浜名漁協以外の業者を県で把握しているのか。一番問題なのは単価にはなるが、そこが高すぎると手が出ない。4つの河川それぞれが大体30kg程度。単価が安いのならそこでまとめて買うこともできる。情報をいただきたい。
- 奥野主事 承知しました。
- 秋山委員 モクズガニについては浜岡の温水センターで作れないのか。
- 伊藤課長 昔、栽培漁業センターで種苗生産の研究をしておりましたが、モクズガニは壁があっても関係なく逃げてしまうので管理する労力が大きいです。ガザミなら水中にいるから問題ありませんが。
- 秋山委員 大きくすると逃げる。種苗生産したものはある程度小さくても匹数で放流できるようにしなければいけない。
- 伊藤課長 先ほど、御説明したとおり、稚ガニの生残率は分からないので、換算率も分かりません。稚ガニを重量で放流するとすごい量になってしまいます。また、今のところ、センターには人員の余力もございません。
- 和泉委員 春先、大量に海からモクズガニの稚ガニが遡上してくるのを見てる人もいる。
- 大石委員 それを漁業者から買い取れば良いのでは。
- 秋山委員 それはそのまま川に上るので、増殖という点では意味がない。
- 平野委員 効果が期待できない稚ガニでも放流すれば良い。漁協によっては、アユの発眼卵放流を実施しているが、生残率が分からないので、目標増殖量には追加しづらいところ。漁協は目標増殖量とは関係なく放流しているが。
- 秋山委員 アユの発眼卵は孵化したのちに海へ下ってしまうので、その河川に寄与するか分からない。
- 平野委員 それは一理ある。
- 秋山委員 モクズガニは淡水生活が始まっていれば、大きくなるまではその河川に居着く。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(1)のイでございますが、終了してよろしいでしょうか。

- 委員一同 異議なし
- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（１）のイについては、終了いたします。
- 平野会長 続きまして、ウ「令和５年目標増殖量について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 令和５年目標増殖量についてです。資料1-3を御覧ください。令和５年目標増殖量については、先ほどの議題（１）のイで御協議いただいた考え方にに基づき、決定します。令和５年目標増殖量について次のページ「令和５年目標増殖量(案)」のとおり決定してよろしいか。御審議よろしくをお願いいたします。
- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 平野会長 特に御質問等ないようですので、議事の（１）のウでございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし
- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（１）のウについては、決定ということで終了いたします。
- 平野会長 続きまして、（２）「漁業権の切替えについて」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 漁業権の切替えについて御説明いたします。本議題については、委員会ごとに報告させていただいておりますが、漁業権切替えの作業スケジュールについて、進捗状況を報告いたします。漁業権の切替え作業スケジュールは以下のとおりです。２ページのスケジュール表を御覧ください。９月の委員会時点では、基点調査を実施の最中でありました。現在、基点調査が全て終了し、漁場計画の素案が完成しております。詳細は別添資料を御覧ください。この漁場計画の素案について、現在、県のHPに公表しております。また、利害関係人からの意見の聴取を行っております。公表は１月４日まで行う予定です。また、県内の河川管理者及び県境をまたぐ漁場について他県と協議を行っております。年内を目処に協議を終了させる予定です。年度内１月～３月につきましては、これらの協議結果等を踏まえ、漁場計画に変更があった場合など不足の事態に備えて、調整期間とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、来年の７月頃に公聴会に御出席いただくこととなります。公聴会は東部、中部、西部の３箇所で開催し、利害関係人からの意見の聴取を実施するものです。年度内に日程調整及び会場の御連絡をいたしますので、御対応のほどよろしくお願い申し上げます。漁業権の切替

えについては以上となります。

- 平野会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 平野会長 特に御質問等ないようでございますので、議事の（２）については終了いたします。
- 平野会長 続きまして、（３）「鯨ヶ池非出資漁業協同組合（内共第15号）の解散について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 鯨ヶ池漁協から、次期漁業権切替えを目処に漁協を解散したいとの申入れがございました。要因は、高齢化と組合員の減少です。昨年度の総会では解散の予定を周知しており、今年中には漁業権を放棄をするとともに、来年度9月までに組合を解散する予定であるとしております。今後のスケジュールは別添のとおりです。本議題につきましては、報告事項として必須のものではございませんが、漁業権切替えの時期でもありますので、あえて御報告させていただきました。鯨ヶ池漁協の解散については以上となります。
- 平野会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 服部委員 委員会が何か言うことではないが、漁協が解散した後、鯨ヶ池はどうなっていくのか。
- 奥野主事 静岡市がこの地域を公園化することを考えていると聞いております。公園化の暁には、市民に釣りを楽しんでもらうため、水産資源を活用する可能性があるかと聞いております。
- 後藤委員 以前、鯨ヶ池を日本釣り振興会が清掃しようという動きがあった。その際は漁協に話をしたが、許可は市に取ることになるのか。
- 奥野主事 管理者である市と直接協議してください。
- 後藤委員 ヘラブナの釣り大会なども勝手にやるわけにはいかないか。
- 奥野主事 管理者の許可を取って実施してください。
- 平野会長 漁協が解散するとそこが無法状態になることがあるが、市が管理していくということで、そこまで心配はいらないと考える。
- 平野会長 その他、御意見はございますか。御意見も出尽くしたようでございますので、

議事の（３）については終了いたします。

○平野会長　　続きまして、議事の（４）は「その他」でございます。まずは、ア「その他の事項について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○奥野主事　　今回、その他の事項として御説明することはございません。

○平野会長　　特に無いようでございますので、次に移ります。

○平野会長　　続きまして、イ「次回の開催日程について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○奥野主事　　次回開催日程について、御連絡します。次回の開催は2月下旬から3月上旬を予定しております。現状議題がないので、このまま議題が発生しなければ開催しない予定です。事前に、日程調整を行いますのでよろしく申し上げます。次回開催日程については以上です。

○平野会長　　ただいま、事務局より説明がございましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○平野会長　　特にないようでございますので、委員の皆様より何か連絡事項等ございますか。

○平野会長　　特にないようでございますので、以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局に申し上げます。

○伊藤課長　　平野会長どうもありがとうございました。委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。それでは、これをもちまして、第331回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 5年 2月 7日

議長 平野國行



令和 5年 2月 15日

議事録署名人 後藤 充宏



令和 5年 3月 1日

議事録署名人 和泉 誠



